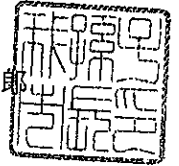




環 生 第 1 9 6 号
令和 7 年 8 月 2 9 日

東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明 様

我孫子市長 星野 順一郎



放射能対策に要した費用の請求について（令和 6 年度分）

平成 2 3 年 3 月 1 1 日に発生した東日本大震災により、貴社福島第一原子力発電所の爆発事故が発生し、放射性物質が漏えいしたが、その影響が本市域にも及んだことは明らかである。

平成 2 3 年 3 月 1 1 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成 2 3 年 8 月 3 0 日法律第 1 1 0 号。以下「特措法」という。）第 4 4 条第 1 項においては、「事故由来放射性物質による環境の汚染に対処するためこの法律に基づき講ぜられる措置は、（中略）関係原子力事業者が賠償する責めに任ずべき損害に係るものとして、当該関係原子力事業者の負担の下に実施されるものとする。」と規定されている。

また、原子力損害賠償紛争審査会における平成 2 4 年 3 月 1 6 日付け中間指針第二次追補において、同法に基づく措置に要する経費のみならず、除染等を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用及び住民の放射線被曝の不安や恐怖を緩和するために地方公共団体等が行う必要かつ合理的な検査等に係る費用は、賠償すべき損害と認められるものとしてされている。

したがって、令和 6 年度に本市が負担した放射能対策に要した費用のうち、国・県の補助金等の交付額を除いた額と、これまでに請求した令和 5 年度までの放射能対策に要した費用のうち、貴社から支払われていない額を、原因者である貴社が賠償すべきものとして下記のとおり請求する。

また、令和 7 年度以降に生じた放射能対策に要した費用については、改めて請求する。

なお、本請求に対する回答は、令和 7 年 9 月 3 0 日を期限とし、文書をもって行なうものとする。

記

請求額 : 1 1 8 , 3 2 4 , 5 4 2 円 ※内訳については別添資料参照
(当市が令和 2 年 3 月に原子力損害賠償紛争解決センターに申立てた額を除いた令和 5 年度までの請求未払い分 5 1 , 2 5 7 , 3 9 0 円を含む。)

以上

我孫子市役所 環境経済部 生活衛生課 生活環境係
住所 : 〒 2 7 0 - 1 1 9 2 我孫子市我孫子 1 8 5 8 番地
電話 : 0 4 - 7 1 8 5 - 2 4 9 5

1. 令和6年度分

項 目	金額（単位：円）
廃棄物処理等関係費用	
ごみ焼却灰処理費	1, 7 7 7, 1 0 0
ごみ焼却灰等放射性物質検査費	1 4 6, 3 0 0
剪定枝木等チップ処分費	6 5, 1 1 9, 4 5 0
計①	6 7, 0 4 2, 8 5 0
農産物の放射性物質検査費用	
消耗品費	4, 3 0 2
計②	4, 3 0 2
水道水の放射性物質検査費用	
放射性物質検査費	2 0, 0 0 0
計③	2 0, 0 0 0
令和6年度分 計（①+②+③）	6 7, 0 6 7, 1 5 2

2. 令和5年度までの請求未払い分

項 目	金額（単位：円）
ごみ焼却灰処理費	1, 7 4 7, 2 0 0
ごみ焼却灰等放射性物質検査費	3, 0 7 4, 5 6 0
剪定枝木等チップ処分費	2 3, 5 9 7, 5 3 0
放射能対策室での放射線量低減対策費用（機器校正費等）	5 2 9, 8 7 0
放射能対策室職員等の人件費	2 2, 0 3 6, 0 3 0
水道水の放射性物質検査費用	2 7 2, 2 0 0
計（④）	5 1, 2 5 7, 3 9 0

合 計 （①+②+③+④）	1 1 8, 3 2 4, 5 4 2
------------------	---------------------